

基準3 3 連結散水設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項の定めるところによるものとする。

1 配管は、基準1 4、第1、第4項第4号、第5号、第7号～第9号の規定の例によるほか、次の各号によること。

- (1) 配管は、専用とすること。
- (2) 閉鎖型ヘッドを用いる場合には、次のア及びイによること。
 - ア 配管内は、高架水槽により常時充水しておくこと。当該高架水槽の材質は、基準1 4、第1、第4項第2号の規定の例によること。
 - イ 高架水槽の容量は、1 m³以上とし、枝管までの配管は、管の呼び径で40mm以上とすること。
- (3) 閉鎖型ヘッドを用いる場合の管の呼び径は、1の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、第3 3-1表に掲げる管の呼び径以上とすること。

第3 3-1表

| 散水ヘッドの取付け個数 | 2個以下 | 3個以下 | 5個以下 | 10個以下 | 20個以下 |
|-------------|------|------|------|-------|-------|
| 管の呼び径 (mm) | 32 | 40 | 50 | 65 | 80 |

(4) 送水口のホース接続口から末端の散水ヘッドまでの配管の摩擦損失水頭に、散水ヘッドからの吐出水頭を加算して得た値が、100m以下となるように設けること。

- (5) 配管の支持は、次のア及びイによること。
 - ア 支持点は、配管の端末部分及び集中荷重のかかる制御弁、選択弁、垂直管等の直近部分その他配管のたわみ等を防止することができる部分に設けること。
 - イ 支持金具及び吊り金具は、これらに作用する管自重、流体重量、熱膨張、水撃作用等に対して十分な耐力を有するものを使用すること。

2 配管等の耐震措置は、基準1 4、第1、第6項の規定の例によること。

3 送水口は、次の各号によること。

- (1) 送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設ける場合は、この限りでない。
- (2) 送水口は、基準1 5、第1、第5項第2号から第5号までの規定の例により設けること。

4 選択弁は、次の各号によること。

- (1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な屋外の位置に設けること。
- (2) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。
- (3) 1の送水口に接続する選択弁の数は、3以下とすること。

5 散水ヘッドは、次の各号によること。

- (1) 開放型ヘッドは、努めて登録認定機関の認定品とするよう指導すること。
- (2) 閉鎖型ヘッドは、規則第30条の3第1号への規定に基づく告示基準が示されるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッド及び側壁型ヘッドを除く。）を用いること。
- (3) 散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、0.5MPa以上で、かつ、180l/min以上であること。
- (4) 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように設けること。

- (5) 散水ヘッドの取付け面の高さが2. 1m以下の部分は、散水ヘッドの散水分布特性に応じ、それぞれの取り付け間隔を考慮して設けること。

6 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の各号によること。

- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場が含まれる。
- (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室、冷凍機室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。この場合において、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室には、他の有効な消火設備を設置するよう指導すること。
- (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電子顕微鏡室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室及び防災センターが含まれる。
- (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
- (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシート、ダストシート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

7 標識は、基準38によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

主要構造部を耐火構造とした防火対象物で次の各号に適合するときは、連結散水設備を設置しないことができる。

- (1) 外周（外壁）が2面以上及び外周上の1／2以上がドライエリアその他の外気（以下この基準において「ドライエリア等」という。）に開放されていること。
- (2) ドライエリア等は、次のアからウまでに適合すること。
 - ア ドライエリア等に面する開口部は、規則第5条の2に規定する普通階で、かつ、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部を2以上有すること。
 - イ 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2m以上であること。
 - ウ ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等が2以上設けられていること。